7　各年度における法第七十一条の六第一項第四号ロに規定する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数は、当該年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数とする。

8　各年度における法第七十一条の六第一項第四号ロに規定する全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数は、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の総数とする。

（確定支援納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

**第十条**　各年度における総報酬割確定負担率は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

（確定後期高齢者支援納付金率の算定に係る被保険者の数等の総数の算定方法）

**第十一条**　法第七十一条の六第三項第一号に規定する告示を行う年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の総数とする。

2　法第七十一条の六第三項第一号に規定する令和八年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数は、令和八年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の総数とする。

3　法第七十一条の六第三項第二号に規定する告示を行う年度の前々年度における全ての健康保険者に係る加入者等の総数は、当該告示を行う年度の前々年度における全ての健康保険者に係る加入者等の数の総数とする。

4　法第七十一条の六第三項第二号に規定する令和八年度における全ての健康保険者に係る加入者等の総数は、令和八年度における全ての健康保険者に係る加入者等の数の総数とする。

（子ども・子育て支援納付金に係る納付の猶予の申請）

**第十二条**　法第七十一条の十一第一項の規定により子ども・子育て支援納付金の一部の納付の猶予を受けようとする健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一　納付の猶予を受けようとする子ども・子育て支援納付金の一部の額

二　納付の猶予を受けようとする期間

2　前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

（健康保険者等が行うこども家庭庁長官に対する報告）

**第十三条**　健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者等の数（地域保険等保険者にあっては、加入者等の数及び加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の数。以下この条において同じ。）を当該年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2　合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した健康保険者等、当該分割により成立した健康保険者等（分割後存続する健康保険者等がある場合を除く。）及び当該合併後存続する健康保険者等並びに当該解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等又は清算法人は、前項に定めるもののほか、こども家庭庁長官に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した健康保険者等の同年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者等の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に報告しなければならない。

（新設等の届出）

**第十四条**　新たに設立された健康保険者等又は合併若しくは分割により成立した健康保険者等は、当該新たに設立された日又は当該合併若しくは分割があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項をこども家庭庁長官に届け出なければならない。

一　健康保険者等の名称及び保険者番号

二　主たる事務所の所在地

三　代表者の氏名

2　健康保険者等は、合併若しくは分割があったとき、解散をした健康保険者等の権利義務を承継したとき又は前項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があったときは、当該合併若しくは分割があった日、当該解散をした健康保険者等の権利義務を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があった日から十四日以内に、その旨をこども家庭庁長官に届け出なければならない。

（被用者保険等保険者が行うこども家庭庁長官に対する報告等）

**第十五条**　被用者保険等保険者は、こども家庭庁長官に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一　各年度の標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の十一月末日

二　各年度の標準報酬総額　当該年度の翌年度の八月末日

2　合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、前項に定めるもののほか、こども家庭庁長官に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の同年度の標準報酬総額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に報告しなければならない。

（端数計算）

**第十六条**　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

| | |
|---|---|
| 第一条の規定による調整金額 | 一円未満の端数を切り捨てる |
| 第二条第一項の規定による各健康保険者に係る加入者等の見込数 | 一未満の端数を四捨五入する |
| 第二条第六項の規定により読み替えて準用される同条第一項の規定による各地域保険等保険者に係る加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の見込数 | 小数点以下第八位未満を四捨五入する |
| 第四条第一項第二号に規定する同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率 | |
| 第四条第一項第三号に規定する同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率 | |
| 第六条に規定する総報酬割概算負担率 | |
| 第八条第一項第一号及び第二号に規定する額 | 一円未満の端数を四捨五入する |
| 第十条に規定する総報酬割確定負担率 | 小数点以下第八位未満を四捨五入する |
| 法第七十一条の五第一項第四号ハ及び第七十一条の六第一項第四号ハに規定する所得係数 | 小数点以下第十一位未満を四捨五入する |

（公示）

**第十七条**　こども家庭庁長官は、次に掲げる率又は額を年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　算定率（各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第一条第一項第一号の合計額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率をいう。以下同じ。）に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率